

指定管理者候補の選定結果について

新門司スポーツ施設（新門司球技場、新門司運動場、新門司庭球場）

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成30年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：新門司スポーツ施設（新門司球技場、新門司運動場、新門司庭球場）
所在地・施設内容：別添資料のとおり

(2) 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：特定非営利活動法人 北九州フットボールクラブ
所在地：門司区新門司北二丁目6番2号
主な業務内容：北九州市におけるサッカー競技の普及・育成、少年サッカー大会やテニス大会・教室などの多種目のスポーツ事業の開催・運営

2 指定の経緯

平成30年 9月 6日 募集要項配布
平成30年10月17日 募集締め切り
平成30年10月24日 指定管理者検討会の開催
平成30年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ア 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）
- イ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ウ 募集説明会に参加していること。（共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること。）
- エ スポーツ施設の管理運営及びスポーツ振興に関するノウハウや能力を有すること。

(2) 応募状況

説明会参加：9団体

応募件数：1団体（特定非営利活動法人 北九州フットボールクラブ）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

[市民代表]

植田 詩生（西日本リビング新聞社 リビング北九州 編集長）

[企業経営有識者]

河邊 政恵（株式会社リバー不動産 代表取締役社長）

[財務専門家]

寺崎 政勝（寺崎政勝税理士事務所 所長）

[学識経験者]

南 博（北九州市立大学地域戦略研究所 教授）

[スポーツクラブ経営・育成]

宮城 亮（特定非営利活動法人スポーツウェイブ九州 理事）

5 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
- ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。

(2) 利用者の満足度

- ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
- ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
- ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

【効率性】

(3) 指定管理業務に係る経費

- ① 指定管理業務に係る費用が妥当なものであるか。
- ② 経費を低減するための実施可能な提案があるか（市の仕様書の変更による効率化を含む）。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。
- ④ 清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されているか。

(4) 収入の増加に向けた創意工夫

- ① 収入を増加するための実施可能な提案があるか。

【適正性】

(5) 管理運営体制など

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
- ② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
- ③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
- ④ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
特定非 営利活 動法人 北九州 フット ボール クラブ	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	3	3	3	4	4	3	3
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	3	3	3	3	3	3	3
	(3) 実績や経験など	5	4	3	4	4	3	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	20	3	3	4	4	4	4	16
	(2) 利用者の満足度	15	3	3	4	3	4	3	9
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	20	3	3	3	4	4	3	12
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	3	3	4	3	4	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	3	3	4	4	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	3	3	4	3	3	3	6
合計	100	61	60	74	72	76	—	67	
地元団体に対する優遇措置 (5点)								72	

(2) 検討会における主な意見

- ・ 提案書の内容に関しては、新しい提案はなかったが、これまでどおり、手堅く運営を実施していくのではないかと思います。
- ・ 全体的に利用者に向き合っているように感じた。
- ・ 高い利用者満足度を得ることができており、かつ利用者数の増加に成功している。
- ・ 新しい利用者を増やすための工夫について、実現の可能性を感じることはできなかった。
- ・ 広報に関して、新しい利用者を獲得するための努力や熱心さが足りないように感じた。
- ・ 芝の管理はすごく良いものだと思うので、このまま管理をしても問題ない。

(3) 検討会における検討結果

- ・ 事務の状況及びプレゼンテーションの様子からすれば不安はあるものの、一生懸命やっているという熱意や利用者満足度の数字、芝の管理については評価できる。総合的にみて、これまでの実績に照らし合わせても、手堅く運営を実施していくと思われ、新門司スポーツ施設の業務を行うのに十分な適格性を有していると考えられる。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、特定非営利活動法人北九州フットボールクラブを指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・高い利用者満足度を得ることができており、かつ利用者数の増加に成功している実績は、評価できる。
- ・他の類似施設の管理実績や約15年間の当施設の指定管理実績からも、安定した施設の管理・運営が見込まれる。
- ・球技場の芝の維持管理が適切に行われており、今後も、芝の品質維持を期待できる。

8 提案額

34,287千円（平成31年度～35年度までの各年度）